

議員提案趣旨説明

一山議員 議案第60号、漁船用軽油に係る軽油引取税の免税措置等の継続を求める意見書案について、藤元議員の賛同をいただきまして提案させていただきました。案分の朗読をもって趣旨の説明に代えさせていただきます。軽油引取税は、昭和31年に地方税の道路目的税として創設された。国税である揮発油税が軽油引取税の創設前から道路財源として課税されており、軽油と揮発油との間に税負担の不均衡が生じていたため創設された経緯がある。軽油引取税は、道路目的税としての課税を前提としていたため、漁船など自動車以外にも様々な用途に使用される軽油について幅広い免税措置が必要とされていたが、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止され一般財源化されたことにより目的税から普通税に移行され、免税措置は平成24年3月までの特例措置となっている。漁業においてはコストに占める燃油の比重が極めて大きく、燃油価格の高騰によるコスト上昇に加えて、構造的な漁価の低迷のなかで、漁業経営は深刻な状態に陥っている。よって国におかれては、消費者に対する水産物の安定供給を図るとともに、これらの前提となる漁業者の経営安定を図るため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。記、1、漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の免除措置を継続すること。2、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税、還付措置を継続すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月13日、徳島県海部郡牟岐町議会。提出先としまして、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。